

管理 No.	f058
--------	------

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署:子ども未来部子ども育成課
(認定給付係 /内線:3723)

根拠区分	法律—・—条例	
処分の名称	児童手当の支払いの調整	
処分権者	市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	児童手当法(昭和 46 年法律第 73 号)
	根拠規定条項	第 13 条
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	児童手当法(昭和 46 年法律第 73 号)
	基準規定条項	第 13 条
	処分基準	1. 児童手当法第13条の規定により、児童手当を支給すべきでないにもかかわらず、児童手当の支給としての支払が行われたときは、その支払われた児童手当は、その後に支払うべき児童手当の内払とみなすことができる。児童手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の児童手当が支払われた場合における当該児童手当の当該減額すべきであった部分についても、同様とする。 2. 「児童手当を支給すべきでないにもかかわらず、児童手当の支給としての支払が行われたとき」とは、次のいずれかの場合をいう。 (1) 受給者の被用区分が一時的に変更して受給資格が消滅したのもかかわらず、その期間の手当額を支払ったとき。 (2) その他の理由により、手当の差し止め又は減額すべきことが手当の支給後に判明したとき。
		※裏面に続く
行政手続法(条例) 第 13 条適用関係	行政手続法第13条第2項第4号の規定に該当し、適用除外	
本票の作成日	平成 29 年 3 月 31 日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	

処分基準(裏面追加)

	基準内容
処分基準等 補足	【根拠法令】児童手当法 (支払の調整) 第十三条 児童手当を支給すべきでないにもかかわらず、児童手当の支給としての支払が行なわれたときは、その支払われた児童手当は、その後に支払うべき児童手当の内払とみなすことができる。児童手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の児童手当が支払われた場合における当該児童手当の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。